

## 表彰に関する内規

### 1 授賞回数

- (1) 功労者表彰状、感謝状の授賞は、各々一人1回限りとする。  
ただし、功労者表彰を授賞した者には、感謝状を授与しない。
- (2) 優良団体表彰状の受賞は、各々団体1回限りとする。
- (3) 貢献団体表彰状の受賞は、各々団体1回限りとする。
- (4) スポーツボランティアの授賞回数は、制限しない。  
ただし、特別な事業の実施に伴う事績を除き、同一の個人及び団体を推薦する場合は、3年おきとする。

### 2 記念品

- (1) 功労者表彰の授賞者と優良団体表彰及び貢献団体表彰の授賞団体には、表彰状と額縁を進呈する。
- (2) 感謝状の授賞者には、感謝状と額縁を進呈する。
- (3) スポーツボランティア表彰の受賞者には、表彰状を進呈する。

### 3 推進方法及び人数

協議会及び各加盟団体から表彰規程及び表彰規程細則に該当する者があある場合、被表彰者の調査書を作成し、協議会会長あてに提出するものとする。

ただし、各加盟団体からの推薦枠は、次のとおりとする。

クラブ会員数	推 薦 人 数	
	功労者・貢献団体・優良団体	スポーツボランティア
100人以下	1人	2人
101人～500人	2人以内	3人以内
500人～1,000人	3人以内	4人以内
1,001人以上	4人以内	5人以内

※推薦人数は、前年度クラブ会員数の調査結果に基づき決定する。

#### 4 表彰式

表彰は、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会総会において行う。なお、スポーツボランティア表彰は、当該クラブ総会等、会員及び地域住民にひろく周知できる場において行う。

#### 5 表彰選考委員会の設置

表彰規程細則第5条に基づき、本協議会に『徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会表彰選考委員会』を設ける。

選考委員は、次の者を任命する。

委員長 1名

委員 4名

#### 附 則

この内規は、平成24年5月8日から施行する。

この内規は、平成29年5月12日から施行する。